

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（案）の要旨

- ・ 国の P F I 事業の実施に関する一連の手續について、その流れを概説するとともに、それぞれの手續における留意点を示すもの。
- ・ 国以外の者においても参考となり得るもの。
- ・ 事業の円滑な実施のため、法・基本方針にのっとりた上で、本ガイドライン以外の方法で実施することを妨げない。
- ・ 必要に応じ、今後、本ガイドラインを変更、又は新たなガイドラインを示す。

ステップ 1 事業の発案

- ・ 実施すべき公共施設等の整備等に関する事業を P F I として実施するかどうか、積極的に検討。
- ・ 検討に当たっては、外部のコンサルタントやアドバイザーの活用も有効。
- ・ 民間の発案についても積極的にこれを取り上げて検討。 等

ステップ 2 実施方針の策定及び公表

- ・ 特定事業の選定を行おうとする場合、その前に実施方針を策定・公表。
- ・ 事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で策定・公表することが重要。
- ・ 実施方針には、法に規定する事項のほか、公共の関与、リスク及びその分担等について具体的に記載。
- ・ 実施方針の公表の後、民間からの意見を受け付け、必要に応じ反映。 等

ステップ 3 特定事業の評価・選定、公表

- ・ 実施方針の策定・公表の後、特定事業の選定を行うかどうかを評価（Value For Money の評価）。その結果、P F I 事業として実施することが適切である事業について、選定。

- ・判断の結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表。 等

ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

- ・特定事業の選定に続いて、民間事業者を募集、評価・選定。
- ・競争性の担保、手続の透明性の確保、民間の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間等の確保への配慮、応募者の負担の軽減への配慮が必要。
- ・民間の創意工夫の発揮のためには、いわゆる性能発注が必要。また、民間事業者の提案を評価するための客観的な評価基準の設定が必要。
- ・民間事業者の負担の軽減のためには、予め明示した評価項目・評価基準以外のものでも評価しないこと、提案書について必要以上のものを求めないこと等が有効。 等

ステップ5 協定等の締結等

- ・選定された民間事業者と協定等を取り決め。
- ・リスク分担等については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」参照。 等

ステップ6 事業の実施、監視等

- ・協定等に従って、選定事業を実施。
- ・公共施設等の管理者等は、協定等に定める範囲内で事業を監視等。
等

ステップ7 事業の終了

- ・協定等に定める事業の終了時期となったとき、協定等で定められた資産の取扱いにのっとり措置し、事業を終了。

P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（案）の要旨

P F I 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示すもの。

一 リスク分担等の基本的留意点

- ・ 事業実施に当たり、協定等の締結の時点では、その影響を正確には想定できない事故、需要の変動、天災等の不確実性のある事由によって損失が発生する可能性をリスクとしてとらえ、リスクが顕在化した場合の措置を、できる限り具体的かつ明確に協定等に規定すること
- ・ リスク分担は、リスクの原因の把握、リスクの P F I 事業への影響の大きさの評価、当事者のリスクへの対応能力、当事者の責めに帰すべき事由の有無、当事者双方が一定の割合で負担する等のリスクの分担方法、当事者の負担能力を勘案して、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するよう検討すること
- ・ リスクは事業ごとに異なり個々に検討すべきこと、リスクが経済的に合理的な手段で軽減等できる場合には、その範囲、内容を明確にしておくこと 等

二 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等

個々の事業ごとのリスク分担の検討に当たって、以下に例示する事項から、適宜、取捨選択等して、事業に即して検討すること

1. 設計等に係るリスク

- ・ 設計等の遅延、設計等に必要な費用が増加する場合、設計等の瑕疵についての取決めへの留意
- ・ 従来の設計契約における公共側の設計変更の場合等の分担例の例示
- ・ 手続の期間が長く手続の結果、施設内容に相当の変更があり得る場合への留意 等

2. 用地確保に係るリスク

- ・ 当事者間の業務分担、用地確保の遅延、用地確保に必要な費用が増加する場合等について取り決めておくことへの留意

3. 建設に係るリスク

- ・ 建設の遅延、建設に必要な費用が増加する場合、建設した施設の瑕疵についての取決めへの留意
- ・ 従来の請負契約における、公共側の仕様書等の変更、工事施工中に第三者に損害を与えた場合、工事中の施設が損傷した場合、天災等の不可抗力で施工が中断する場合等の分担例の例示 等

4. 維持管理・運営に係るリスク

- ・ 運営開始が遅延する場合の措置の取決めへの留意
- ・ 公共サービスの利用度が変動する場合を想定した公共側が支払うサービス料の取り決め方への留意
- ・ 維持管理・運営の中断、施設の損傷、利用者等に被害を与える事故の発生の場合の取決めへの留意
- ・ 技術革新による施設の陳腐化等を想定した措置の取決めへの留意 等

5. 事業終了段階でのリスク

- ・ 施設の修繕費用、撤去・原状回復費用の確保手続等の取決めについての留意 等

6. 各段階に共通に関連するリスク

- ・ 天災等の不可抗力が発生した場合の取決めについての留意
- ・ 物価、金利の変動等があった場合の取決めについての留意
- ・ 施設の設置基準等の変更の場合の措置、許認可の取得等についての措置の取決めへの留意 等

三 その他の留意事項

- ・ 長期間の事業についての契約となることや、民間事業者の創意工夫、自主性の尊重に留意して、個々の事業に即してリスク分担を検討すること
- ・ 実施方針で示す当該事業のリスク分担の基本的考え方等の市場調査等を踏まえた詳細化等への留意
- ・ 事業者が P F I 事業以外の事業を実施する場合の取決めへの留意
- ・ 事業者からの実施状況報告等の取決め 等